松山学院高等学校学則

松山学院高等学校学則

第1章 総 則

- 第 1条 本校は、キリスト教の教訓に則り教育基本法及び学校教育法により高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- 第 2条 本校は、松山学院高等学校という。
- 第 3条 本校の位置を愛媛県松山市北久米町815番地に置く。

第2章 課程・修業年限・学科及び収容定員

第 4条 本校の課程、修業年限、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	修業年限	学		科	収容定員
全日制	3 年	普	通	科	3 6 0
		商	業	科	1 2 0
		看	護	科	1 2 0
		調	理	科	2 4 0
		福	祉	科	1 2 0

- 2 各学級の収容定員は、1学級40名以下とする。
- 3 本校に看護科専攻科を置く。修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

修業年限 2年 · 収容定員 80名

第3章 学年・学期及び休業日

- 第 5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第 6条 学年を分けて、次の3学期とする。
 - (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで
- 第 7条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (4) 冬季休業日 12月21日から1月7日まで
 - (5) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
 - (6) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは前項にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
 - 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学・転学及び休学等

- 第 8条 本校の普通科、商業科、看護科、調理科及び福祉科の第1学年に入学できる者は、 次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 中学校を卒業した者
 - (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
 - (3) 外国において、学校教育における9年間の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - 2 看護科専攻科第1学年に入学できる者は、高等学校看護科を卒業している者とす

る。

- 第 9条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。 ただし、看護科専攻科については、入学選考を行わない。
- 第10条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添えて、願 い出なければならない。
- 第11条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の書類に入学金を 添え、提出しなければならない。
 - 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。
 - 3 入学時期は、原則、4月8日とする。ただし、8日が土曜日か日曜日の場合は、 この終了後とする。
- 第12条 普通科、商業科、看護科、調理科、福祉科の第2学年以上に転入学することができる者は、第8条第1項に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。
 - 2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められた者とする。
 - 3 欠員がある場合は、学期の開始時に補欠入学を許可することがある。
- 第13条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を 添え保証人において願い出て許可を受けなければならない。
- 第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を 添え保証人において願い出て許可を受けなければならない。
- 第15条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、3か月以上出席することができないと きは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え保証人において願い出て 許可を受けなければならない。
- 第16条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事由 を明らかにし、必要書類を添え保証人において願い出て許可を受けなければならない。
- 第17条 休学の許可を受けた後、3か月以内にその理由がなくなったときは、保証人は、その理由及び期日を具し、医師の診断書等その理由を証するに足る書類に添えて、校長に休学の取り消しを願い出なければならない。
 - 2 この場合の期間は欠席扱いとし、欠席期間中の授業料・教育充実費・冷暖房費・ 実習費(以下「月額校納金」という。)をさかのぼって納入しなければならない。

第5章 教育課程・学習の評価及び卒業の認定

- 第18条 本校の教育課程は、別表1に定める教科及び特別活動により編成する。
- 第19条 各学年の課程修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。 ただし、福祉科においては、出席時間数が2/3 (介護実習のみ4/5) に満たない者 に対しては履修認定をしない。
- 第20条 生徒が長期休学その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当 であると認めがたいときは、現学年に留めおくことがある。ただし、在学期間は5か 年(看護科専攻科の在学期間は3か年)とする。
- 第21条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了(ただし、普通科は必修及び「総合的な学習の時間」の単位数を含めて74単位以上履修し、修得)したと認められるときは、卒業証書を授与する。なお、調理科を修了した者は、調理師免許の修得資格を得ることができる。

- 第22条 保証人は2人とし、その1人は親権者又は後見人、他の1人は独立の生計を営む成 年者とする。
 - 2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育 活動に協力しなければならないものとする。
- 第23条 保証人が住所又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があったときは、速やかに届け出なければならない。
 - 2 前項の変動が死亡又は失踪等にかかるものであるときは、改めて保証人を定めなければならない。
 - 3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

第7章 教 職 員

- 第24条 本校に次の教職員を置く。
 - (1) 校 長
 - (2) 教 頭
 - (3) 事務長
 - (4) 教 諭
 - (5) 助教諭
 - (6) 講 師
 - (7) 養護教諭
 - (8) 実習助手
 - (9) 事務職員
 - (10) 学校医·学校歯科医·学校薬剤師
 - 2 前項に規定するもののほか、本校に次の教職員を置くことがある。
 - (1) 副校長
 - (2) 副 教 頭
 - 3 各教職員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
 - (2) 副校長は、校長を補佐する。
 - (3) 教頭は、校長(副校長を置いた場合にあっては、校長及び副校長)を補佐し、 校務を整理する。
 - (4) 副教頭は、校長(副校長を置いた場合にあっては、校長及び副校長)及び教 頭を補佐する。
 - (5) 事務長は事務を総括する。
 - (6) 前各号以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 校納金

- 第25条 本校の入学金、施設充実費及び入学検定料並びに月額校納金(以下「校納金」と総称する。)は別表2に定める額とする。ただし、成績優秀等特別の事情があると認められた者に対しては、校納金の全部または一部を減免することができる。
- 第26条 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず、月額校納金を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から月額校納金を免除することがある。
- 第27条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに月額校納金を3か月以上滞納し、 その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 第28条 既に納入した校納金は、理由のいかんを問わず返還しない。

第9章 賞 罰

- 第29条 生徒がその成績及び性行ともに優れ他の模範となるときは、褒賞することがある。
- 第30条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。
 - 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者。

第10章 雑 則

第31条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和26年3月10日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、昭和59年度は、調理科80名、昭和60年度160名と する。
- 3 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、昭和61年度は、普通科370名、昭和62年度410名 とする。

附則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 入学金は、第25条の規定にかかわらず、平成元年3月31日までに入学を許可された 者については、専攻科は80,000円、本科は30,000円とする。

附則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度は普通科420名、商業科140名、福祉科40名、平成4年度は普通科390名、商業科130名、福祉科80名とする。

附 則

1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成4年9月1日から施行する。

ただし、第25条の付表については、平成5年4月1日から施行する。

附

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成10年1月1日から施行する。

ただし、第18条の別表1及び第25条の別表2の授業料については、平成10年度新入 生から適用する。

附則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第25条の別表2の専攻科の入学検定料については平成17年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、第25条の別表2の本科の教育充実費、専攻科の教育充実費・施設設備充実費及び入学金については、平成17年度新入生から適用する。

附則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成24年1月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、第25条の別表2の本科の授業料については、令和3年度新入生から適用する。